

(お知らせ) 固定資産の売却について

旧和歌山事務所については、令和6年12月4日開催の理事会において、現状有姿にて土地並びに建物を売却することが決定しました。

尚、売却する土地・建物及び売却にあたっての特約事項は、下記の通りです。

【土地】和歌山市黒田 178 番地 2	648.00 m ² (仮換地 568.07 m ²)
【建物】鉄骨造陸屋根 3 階建	1 階 120.05 m ²
(平成元年 8 月 31 日新築)	2 階 217.73 m ²
	3 階 220.00 m ²



【売却にあたっての特約条項】

- 1 土地、建物は現状有姿で契約締結、取引を行うものとする。
尚、本物件は契約締結と取引を同時に行うものとする。
- 2 買主は本物件の周辺土地は第三者の所有のものであり、現在の周辺環境（日陰、眺望、採光、通風、電波受信）は将来において変化する場合があることを了承する。
- 3 ボーリング調査並びに土地汚染に関する専門調査は未了である。また、建築にあたり地盤改良等が必要な場合の費用については、買主負担とする。
- 4 土地の地歴、土壌汚染調査等を行わず、売主は土壌汚染や地中埋設物等、土地に関する契約不適合等について一切責任を負わないものとする。
- 5 売主及び買主は、本契約に基づき、相手方との交渉を行うに際しては、弁護士を除く第三者に交渉の委任並びに交えての共同交渉は出来ないものとする。
- 6 本物件建物及び付帯設備等は築年数約35年を経過しており、屋根等の躯体・基本構造部や水道管、排水管、ガス管等の設備については相当の自然損耗・経年変化が認め

られるところであって、買主はそれを了承し、それを前提として本契約書所定の代金で本物件を購入するものである。よって、買主は、引き渡し後に自然損耗、経年変化による劣化、腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、その他の設備の故障があったとしても、それらについて、本契約書（契約不適合責任）条項の定めによる一切の契約不適合責任を負わないものとする。

- 7 本件建物および建物内の動産においては所有権移転後、買主の費用で改造、補修を行う。その為、建物状況調査は行わないものとする。
- 8 取引後において、本物件建物内に残存する備品については、買主によって活用又は処分するものとする。

お問い合わせ先 和歌山県農業共済組合 総務部 総務課 TEL 073-436-0771 まで
